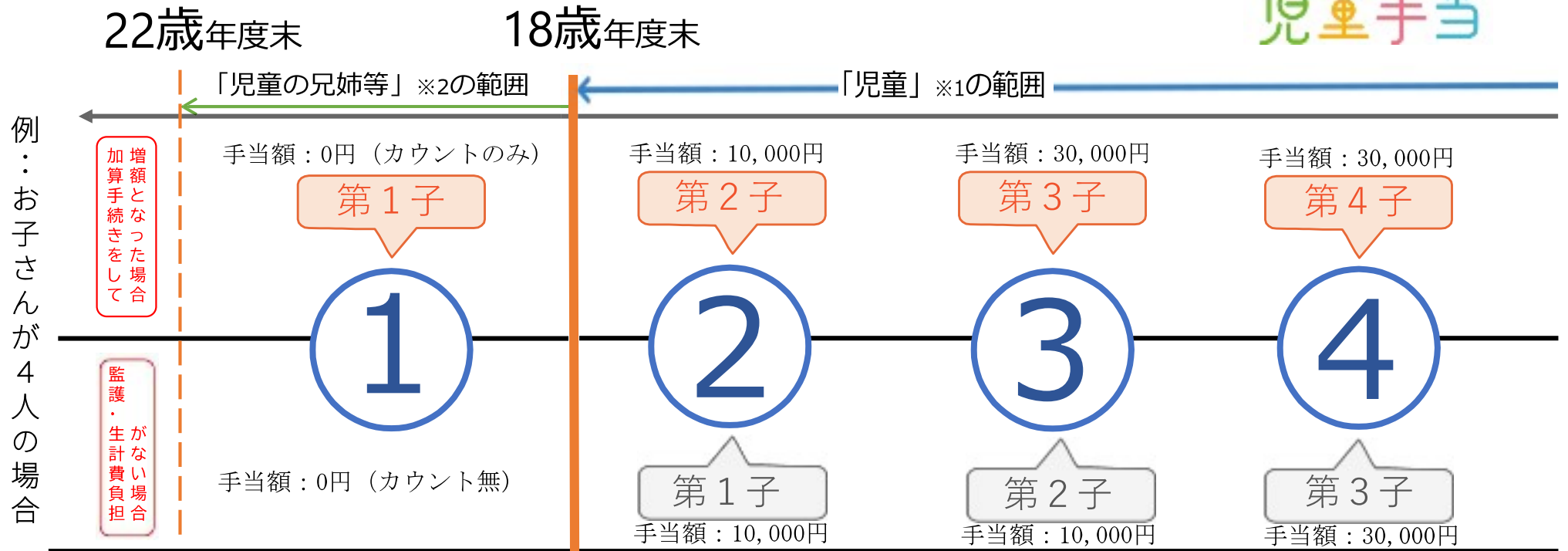


「第3子以降」のカウント方法について



- ・支給対象年齢が令和6年10月より、15歳（中学生）年度末から18歳（高校生年代）年度末まで延長されました。
- ・「第3子以降」のカウント対象の年齢は22歳年度末までとなっております。
(子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。
児童の兄弟等については監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している必要があります。)

※1：児童

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいます。

※2：児童の兄弟等

18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において親等に経済的負担のある子をいいます。